

公 告

分任契約担当官
自衛隊福岡病院
会計課長 小野 浩太郎

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6SZ91DD00040		6SZ01AG0006 0001								
品 名 または 件名										
内視鏡装置周辺機器保守点検										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
福岡病										
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
				令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

駐屯地用標準契約書、入札及び契約心得については、自衛隊福岡病院会計課事務室、西部方面隊ホームページに掲示

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年3月10日（火）11時00分

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しないであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」で九州・沖縄地域のA、B、C、D等級の格付けされている者であること。
- エ 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。
- オ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (2) 公告の掲示場所：西部方面隊ホームページ(<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)
自衛隊福岡病院会計課事務室
- (3) 契約条項及び入札等参加者心得を示す場所
西部方面隊ホームページ(<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)
自衛隊福岡病院会計課事務室

(4) 落札決定方法

- ア 総品目総額にて落札を決定する。（同価の場合は抽選とする）
- イ 予定価格の範囲内であり、最低価格を見積もった者を落札者とする。
- ウ 入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税率に基づく消費税相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

(5) 保証金に関する事項

- ア 入札保証金：免 除
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金：免 除
ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合においては、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(6) 入札の無効

- ア (1)に示す入札参加資格のない者が行った入札
- イ 入札金額、入札書の氏名が不鮮明で判別し難い入札
- ウ 電話・ファクシミリ・電報等による入札
- エ 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- オ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 契約書作成の要否

- ア 陸上自衛隊標準契約書により契約書を作成する。
- イ 適用する特約条項
「役務請負契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」
- ウ 添付する書類
「仕様書」

(8) その他

- ア 入札書の様式については、入札等担当よりメール又は直接受領すること。
- イ 入札書に「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と余白に記入すること。
- ウ 仕様書の質疑については、令和8年3月9日（月）までに下記の仕様書内容担当に確認し、入札開始時には承諾しておくこと。また、現場確認を希望する場合については、仕様書担当と調整すること。
- エ 入札に関する委任を受ける者は、入札執行の前に委任状を提出すること。
- オ 請負代金内訳書を（落札業者のみ）契約締結後10日以内に提出すること。
- カ 入札日時以前に入札書を郵便等により提出する場合は、入札書を封筒に入れて封入口及び封筒の継目に封緘しその封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「（入札日時及び入札件名）入札書在中」と記載して、令和8年3月10日（火）10時00分までに自衛隊福岡病会計課に到着したものを有効とする。この際、送達した旨の連絡を入札等担当へ行うこと。
- キ 入札当日に不調となり再度入札を行う場合は、別途日時を指定し、再度入札を執行する。なお、再度入札を執行する場合は、初度入札の参加者にその旨を通知（FAX又はメール等送付）するので、受領した旨の通知（FAX又はメール送信）をされたい。
- ク 最低価格の入札金額が契約等担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性があります。
- ケ 積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。
- コ 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者とししない可能性があります。

(9) 入札等及び仕様書に関する問合せ先

〒816-0826 福岡県春日市小倉東1-61 自衛隊福岡病院
入札等担当：会計課 川内（かわうち） ／ TEL：092-581-0431（内線：317）
FAX：092-581-4828
メール：fin-fukuokahosp-wa@inet.gsdf.mod.go.jp
仕様書担当：衛生資材課 中原（なかはら） ／ TEL：092-581-0431（内線：267）

自衛隊福岡病院仕様書			
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
内視鏡装置周辺機器保守点検		福病C－衛－T－34	
		作 成	8 . 2 . 4
		変 更	.
		作成部課等名	福岡病衛材

1 総 則

この仕様書の適用範囲は、自衛隊福岡病院において使用する下記の保守点検について規定する。

2 保守に関する要求

2. 1 対象器材

「内視鏡装置周辺機器」（オリンパス製）の保守点検対象器材構成品目及び定期点検の回数は別紙第1「保守点検対象器材構成品目表」のとおりとする。

2. 2 保守対象期間

保守点検対象期間は、令和8年4月1日より令和9年3月31日までとする。

2. 3 保守整備箇所

(1) 内視鏡装置周辺機器の保守点検は、別紙第1に示すものとし、点検項目は業者指定の点検表により点検を行う。点検結果は作業報告書1部を提出すること。

(2) 部品を交換する場合には係官の指示を受けるものとする。交換部品は、すべて業者回収とする。

2. 4 緊急保守

故障障害発生等の通報を受けた場合、遅延無く業務に支障が無いよう正常な状態に復旧の処置を行うものとする。

2. 5 負担区分

(1) 定期保守点検に伴う部品供給は請負業者負担とする。

(2) 緊急保守等のトラブル発生時に関わる部品供給（消耗品は除く）及び役務に関わる費用はすべて請負業者負担とする。

3 品質保証（監督・検査）

3. 1 監督官立会により定期保守点検及び緊急保守の作業状況を確認する。

3. 2 定期保守点検及び緊急保守終了後、検査官が使用責任者立会のもと試験を実施し機能を確認後「検査調書」をもって検査合格とする。

4 その他

この仕様書において疑義が生じた場合は速やかに当院担当者と協議するものとする。

保守点検対象器材構成品目表

連番	品 名	型 式 名	BodyNo	数量	定期点検回数
1	大腸用スコープ	P C F - H 2 9 0 T L	2400253	1	1 回 / 年
2	大腸用スコープ	P C F - H 2 9 0 Z I	2024103	3	1 回 / 年
3			2124421		1 回 / 年
4			2711104		1 回 / 年
5	上部消化管用スコープ	G I F - H 2 9 0 T	2403688	2	1 回 / 年
6			2403690		1 回 / 年
7	上部消化管用スコープ	G I F - H 2 9 0	2635966	2	1 回 / 年
8			2736177		1 回 / 年
9	経鼻用スコープ	G I F - 1 2 0 0 N	2308115	3	1 回 / 年
10			2308126		1 回 / 年
11			2308135		1 回 / 年
12	超音波ガストロビデオスコープ	G F - U C T 2 6 0	7435700	1	1 回 / 年
13	送水ポンプ	O F P - 2	22422737	2	1 回 / 年
14			21620620		1 回 / 年
15	炭酸ガス送気装置	U C R	7466774	2	1 回 / 年
16			7631160		1 回 / 年
17	プローブ駆動ユニット	M A J - 1 7 2 0	7416326	1	1 回 / 年
18	超音波接続ケーブル	M A J - 2 0 5 6	7516767	1	1 回 / 年
19	超音波観測装置	E U - M E 3	7411507	1	1 回 / 年
20	ビデオシステムセンター	C V - 1 5 0 0	7459947	1	1 回 / 年
21	モニター	O E V 3 2 1 U H	7470055	1	1 回 / 年
22	内視鏡洗浄機	O E R - 5	2402415	3	1 回 / 年
23			2402416		1 回 / 年
24			2402417		1 回 / 年